

1 4 熊本県心身障害者扶養共済制度について

熊本県障がい者支援課

熊本県心身障害者扶養共済制度の概要

【概要】

本制度は、障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者がいなく不安の軽減を図ることを目的としています。

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

制度の詳細やパンフレットは、独立行政法人福祉医療機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp/fuyou-pamphlet/>

【市町村へのお願い】

- ・ 加入時及び加入後の各種手続きに対する対応（手続きの案内、受付等）
- ・ 掛金減免申請書の証明
- ・ 加入者現況調査の対応
- ・ パンフレットを活用した制度に関する広報啓発

参考

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 抜粋

（市町村等が処理する事務の範囲等）

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村及び広域連合が処理することとする。

別表 62 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 右欄：各市町村（熊本市を除く。）

- （1） 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定による知事に対する申込みの受付に関する事務
- （2） 条例第19条第1項から第3項までの規定による知事に対する届出の受付に関する事務
- （3） （1）及び（2）に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 抜粋

（市町村が処理する事務の範囲）

第2条 特例条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

右欄：熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（以下この号において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- （1） 施行規則第5条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務
- （2） 施行規則第5条第3項及び第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務
- （3） 施行規則第6条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による知事に対する請求の受付に関する事務
- （4） 施行規則第10条第1項の規定による知事に対する申出の受付に関する事務

【問い合わせ先】

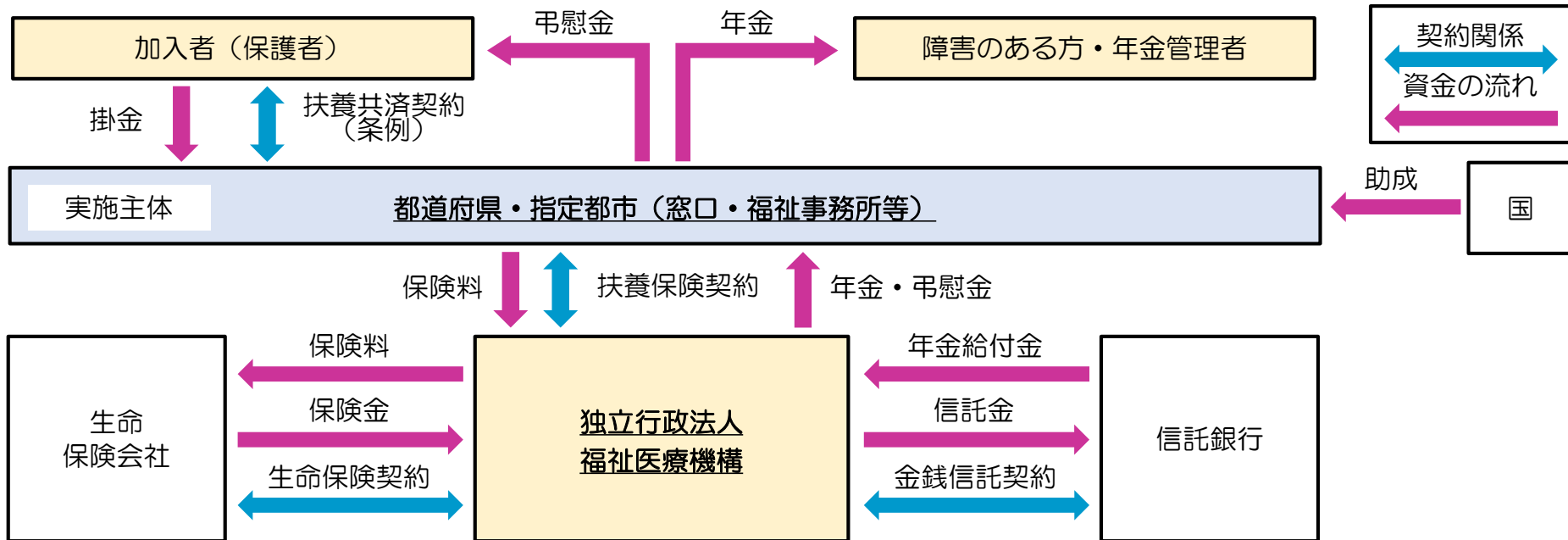
御不明な点がございましたら、熊本県障がい者支援課総務班（TEL096-333-2250）にお尋ねください。

心身障害者扶養共済制度について①

1. 制度の概要

障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的で生まれた制度です。

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。



2. 制度の利用状況

この制度は、昭和45年に発足し、その後約50年が経過しましたが、この間約21万3千人の方々が加入され、また約7万8千人の障害のある方々に約3,170億円の年金を支払い、生活の大きな支えとなっています。

※2019年度末現在 人数は口数単位となります。

心身障害者扶養共済制度について②

3. 制度のメリット

①毎月2万円の終身年金

☞加入者（保護者）が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。（2口加入の場合は4万円）

②掛金が割安

☞制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。

③税制優遇

☞加入者（保護者）が支払う掛金は所得控除の対象になります。

④公的制度だから安心

☞都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

4. 制度の加入要件

【加入者（保護者）の要件】

- （1）お申し込みをされる都道府県・指定都市に住所があること。
- （2）加入時（口数を追加される場合は、口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。（例えば4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですので、この方の場合、65歳になった翌年の3月までご加入いただけることとなります）
- （3）特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること（健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります）
- （4）障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

【障害がある方の要件】

- （1）知的障害
- （2）身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- （3）精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）または（2）の者と同程度と認められる方
※障害の程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

心身障害者扶養共済制度について③

5. 掛金について

- (1) 掛金の月額、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

【加入時の年度の4月1日時点の年齢】

35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※上記金額はこれから加入する方に適用されるものです。
既に参加している方についてはこの限りではありません。

- (2) 掛金は定められた日（加入者が途中で死亡、または重度障害と認められた場合はその日）までに定められた方法で、掛金免除になるまでの期間または脱退月まで払い込む必要があります。
- (3) 掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

6. 年金給付金の支給について

【年金支給額】

1口加入：月額2万円（年額24万円） 2口加入：月額4万円（年額48万円）

【年金支給要件】

加入者が障害のある方の生存中にお亡くなりになられた時、または加入日（後から口数を追加された分については口数追加日）以後の疾病または災害を原因として、次のいずれかの重度障害状態に該当していると認められた時は、その月の分から障害のある方に年金が支給されます。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ①両眼の視力を全く永久に失ったもの | ②言語の機能を全く永久に失ったもの |
| ③そしゃくの機能を全く永久に失ったもの | ④両上肢を手関節以上で失ったもの |
| ⑤両下肢を足関節以上で失ったもの | ⑥一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの |
| ⑦両上肢の用を全く永久に失ったもの | ⑧両下肢の用を全く永久に失ったもの |
| ⑨十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの | ⑩両耳の聴力を全く永久に失ったもの |

心身障害者扶養共済制度について④

7. 弔慰金について

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます（詳細は表1をご覧ください）。加入者と障害のある方が同時にお亡くなりになられた場合にも、弔慰金が支給されます。

なお、加入者の生存中（同時にお亡くなりになられた場合も含む）に障害のある方がお亡くなりになられた時は、年金は支給されません。

加入期間	弔慰金支給額
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円



- ・制度の見直しにより、弔慰金の額が改定されることがあります。
- ・掛金のお支払いは障害のある方がお亡くなりになった月の分まで必要です（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
- ・弔慰金については、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されない取扱いとなっています。

8. 脱退一時金について

5年以上加入した後、加入者からのお申し出によりこの制度から脱退した時、または加入口数を2口から1口に減らした時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます（詳細は表2をご覧ください）。

なお、この制度は、口数ごとに脱退することができますが、脱退した分の年金は支給されません。

加入期間	脱退一時金支給額
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円



- ・制度の見直しにより、脱退一時金の額が改定されることがあります。
- ・掛金のお支払いは脱退される月の分まで必要です。（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
- ・脱退一時金は、所得税及び地方税の課税対象となります。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されます。

＊心身障害者扶養共済制度の詳細につきましては、保護者の方がお住まいの都道府県・指定都市へお問い合わせください。